



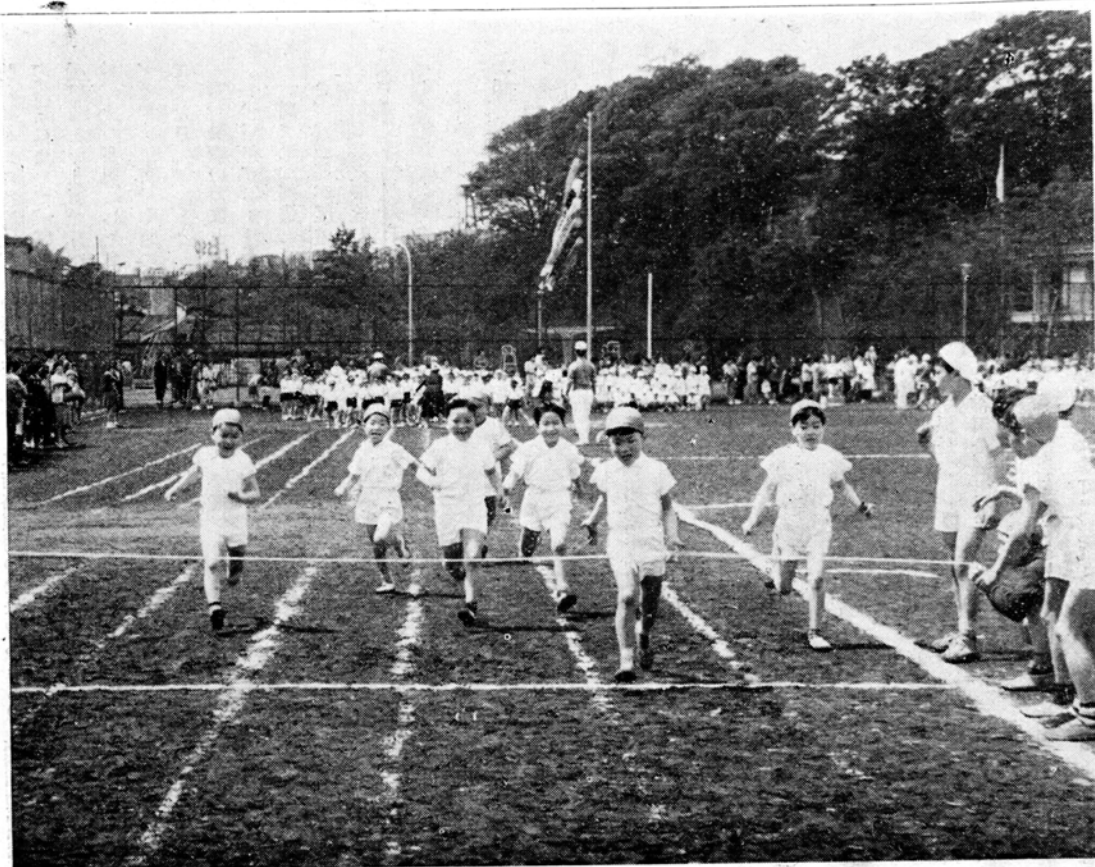
昭和38年5月20日発行

千代田区役所

TEL (331) { 0 1 5 1
8 5 3 1

区のおしらせ

No.152



総合グラウンドで初の運動会

.....さつき晴れの5月2日午前9時から、番町小学校の「春の小運動会」.....
.....が外濠公園グラウンドで開かれました。.....
.....総合グラウンドが完成してはじめての運動会とあって、1,500 人のこ.....
.....どもたちは大はりきり、狭い校庭から開放されて、ひろびろとした.....
.....グラウンドの新しい土を踏みしめ、遊戯に、かけっこに、綱引きに、騎.....
.....馬戦に心ゆくまではねまわっていました。スタンドからは、お母さ.....
.....んがたの黄色い声援が飛び、グラウンド入口に掲げられた色鮮やか.....
.....なこいのぼりは5月の風をはらんで、こどもたちの健康なお祭りを.....
.....見つめていました。.....

防犯街路灯の 寄付申請はお早めに

用紙は出張所

防犯街路灯の移管は、その所有主の申請によって、区がその寄付を受けるという形で行なっていますが、次の要領にしたがって、なるべく早めに寄付申請の手続きをしてください。

寄付受領の対象となるもの

- 1、昭和37年3月31日現在、区道または都道上にあるもの
- 2、点滅器が区道または都道上に切替え設置してあるもの
- 3、広告物の表示がないもの
- 4、灯も線も区道または都道上にあるもの

5、商店街の装飾灯は寄付対象から除かれますが、一基一灯式で終夜点灯し、防犯灯また

は街路照明の効果のあるものは、寄付の対象になる。

申請用紙は出張所にあります

寄付申請の用紙は所轄の出張所にありますから、これを使用し、なるべく早めに出張所へ申請してください。

問合せ

土木課管理係・公園係、区民課振興係または出張所

なお、これら防犯街路灯が移管されると、柱をコンクリートか鋼管ポールとし、道路巾や設置間隔に応じて高さを四七呎、電灯を四〇〇三〇〇Wの高圧水銀灯とするように、おいおい改修する計画です。

区議会

新議員初顔合せ

町会や商店会などが管理している防犯街路灯を区が管理することになり、区道上のものについては、昨年の10月から引き継ぎをはじめ、また都道上のものについては、いま、各団体からの寄付を受付けています。

区道上にある防犯街路灯は、装飾灯も含め二、八〇〇灯と推定されますが、5月10日現在で正式に区に移ったものは一、一八二灯です。一方、都道上の防犯街路灯は、推定数二、六〇〇灯のうち、5月10日までに一六六灯分の寄付申請を受けています。

第三回区議会臨時会

5月21日から、会期五日の予定で第三回区議会臨時会が開かれます。新議員による初の区議会

人事異動

で、提出議案は四件、報告二件

5月1日付けで、次のとおり人事異動がありました。カッコ内旧職収入役室収納係長 鈴木いね(区教委学務課教職員係長)

番町出張所丸ノ内分室長 沢俊光(神田公園出張所庶務兼区民係長)

神田公園出張所庶務兼区民係長

小黒正二(総務課人事係)

区教委学務課教職員係長 内野欣一(番町出張所丸ノ内分室長)

福祉年金を受けている方へ

所得状況届けを出してください

現在、老令・障害・母子の各福祉年金を受けているひとは、毎年6月30日までに、前年の所得状況を届け出ることになっていいます。この届け出をしないと、年金を受けることができないひとももちろんあります。

5月に年金の支給を受けるためには、なるべく早く現在、老令・障害・母子の各福祉年金を受けているひとは、毎年6月30日までに、前年の所得状況を届け出ることになっていいます。この届け出をしないと、年金を受けることができないひとももちろんあります。5月に年金の支給を受けるためには、なるべく早く

グラランドとともに 生まれたはと

毎日新聞社から寄贈バード・ウィークの5月9日、毎日新聞社から、卵からかえって間もない二羽のはとが遠山区長に贈



一羽のはとが生み落していった二個の卵がかえったものです。

区ではさっそく、このえんぎの良いはとをグラランドの事務所で飼うことになりました。

(写真は、はとのひなを手にとり喜ぶ遠山区長)

ガードレール・歩道設置など

交通安全期間中に実施



神田花房町 三〇〇号
▽信号機の近くにある街路樹の枝をせんでいた。

また、芳林小では、5月13日、一・二年生約八十名を対象に交通訓練を行ないました。

これには、万世橋警察署のおまわりさんがかけつけ、「横断歩道をわたりましょう」「道路上での遊びはやめましょう」など交通のお話をしたあと、近くの道路に出て黄色い帽子をかぶせ、笛をならし、実地指導にあたりました。

(写真は芳林小児童の交通訓練)

区民税所得割の一部が還付されます

該当者は税務課へ

5月11日・20日の「春の交通安全運動期間」に、区では、区内四警察署と協力して事業を行ないましたが、その主なものは、次のとおりです。

▽道路の不法占用を徹底的に取締まった。

▽ガードレールを次のところに設置した。

神田旅籠町・末広町 七〇〇号
神田佐久間町二丁目先 五〇〇号
富士見町一ノ〇 五〇〇号

▽歩道の設置

これに当てはまると思われるひと

は、6月1日から同月末日まで、区役所税務課課税第二係へ、はんこを持って申し出て下さい。

くわしいことは、同係へお問い合わせてください。

学芸講座

6月8日から毎土曜

千代田図書館で

6月8日「大都市問題のなやみ」

講師 国際キリスト教大学教授

蛸山 政道氏

6月15日「俳句雑話」

講師 俳人 水原秋桜子氏

6月22日「ユージン・スミス」

写真とヒューマニズム

講師 日大教授 金丸重嶺氏

6月29日「数学の考え方」

講師 東京工大教授 遠山 啓氏

いずれも、午後2時から千代田図書館四階ホールで

六月六日健康講座

家庭ですぐに役立つ指圧療法の手ほどきをします。受講無料

区教委社会教育課では、健康優先への区政の事業として、家庭ですぐに役立つ指圧療法の講習会を開きます。

一日二時間、延べ六回の講座でその技術をマスターしていただくというのですが、育児・老化防止・疲労回復などに、大いに役立ててください。

日時 6月6・13・20・27日・7月4・11日(毎週木曜日、延べ六回、毎日午後6時〜8時)

場所 神保町区民館(神田神保町一ノ四二、電話一四五七三)

参加資格 千代田区在住・在勤者

定員 四十名

申込先 千代田区九段一ノ五

千代田区教育委員会社会教育課文化係

講師 日本指圧学校校長

浪越 徳治郎氏

(注)▽受講のときは、筆記用品、毛布またはバスタオルをご持参ください。

▽受講が決定したばあいは、通知いたします。

笑いながら学ぶ英会話講習会

区では、明年のオリンピックをひかえ、区内の中小企業店員さんたちに、英語に強くなってもらおうと、昨年に続き5月7日から三回目の「商業英会話講習会」をはじめました。

受講生は、書店、洋服店、美容院旅館などに働くひとたちで、一部二部共で一五十名、そのうち女子が六十九名を占めています。ユーモアをまじえた横井講師の指導で、たい教室の雰囲気と違い、笑いながら、自然に英語がおぼえられると大モテです。





ホテル観賞のタベ

6月1日から3日間

区では6月1日から3日までの三日間、日没頃から午後9時まで千鳥ヶ淵ボート場と千鳥ヶ淵戦没者墓苑で二五、〇〇〇匹(三日間で)のはたるを放します。初夏の夜のひとときをはたるの観賞でお過ごしください。

なお、ボートに乗ったかたで、乗艇券の末尾番号が、一と六のかたにホテル(籠付き)を無料でさしあげます。

殺虫剤をさん布します

区では、道都美化推進運動の事業として、害虫駆除を行ないます。いままでは、薬品を配っただけでしたが、今年は、区でさん布します。

さん布期間 5月20日～6月20日
町別のさん布予定日は、後日町会長宛にお知らせします。

薬剤成分 リンデン・五彩とダイアジノン・五彩入混合油剤
薬剤さん布上の注意

▽食物・食器・小鳥・金魚などは家の内に入れてください。

▽カとハエの発生しやすい水たまり、お勝手の下の薄暗いところ、空ビン、空カンなどはよく掃除しておいてください。

犬税は5月31日までに

犬税は、4月1日現在犬を飼っている方に課せられるもので、税額は一頭につき、年額三百円です。徴税令書は、すでに発送しましたので、5月31日までに区役所・出張所・銀行・信用金庫・郵便局のいずれかに納めてください。

5の日は「税の相談日」

麴町・神田税務署で

麴町・神田税務署では、毎月5の日(5・15・25日、休日ときは翌日)を税の相談日とし、税についての相談を受けることになりました。これは、納税者のかたが、親しみをもって気軽に、税について相談ができるように設けられたもの

で、匿名で納税相談ができ、区内に住んでいるひとに限らず、どんなでも相談に応じます。くわしくは、神田・麴町税務署へ

歯の無料相談

6月4日～10日

6月4日から口腔衛生週間が始まりますが、区歯科医師会では、6月4～10日に、歯の無料相談を、区内各診療所で行ないます。ムシ歯や歯そうのう漏は、他の病気のもとにもなります。お気軽にご利用ください。

もよおし

白ギス釣り大会

6月16日上総湊(千葉県君津郡天羽町湊)で小雨決行

集合場所 秋葉原駅西口広場午前1時

参加対象 区内住在外者と区釣友連盟会員

費用 一、七〇〇円
申込み 6月3日までに、区教

委体育係まで
バドミントン大会

6月9日午前8時30分から麴町中と永田町小で

千代田区の人

(5月1日現在)

		前	年	本	年	増	減
世帯数		26,641		26,822		191	
人	男	66,180		65,263		△	917
	女	50,418		49,838		△	580
	計	116,598		115,101		△	1,497

区民のひろば

問 国民健康保険についてふに
おこない点があるので、お聞きします。

私の夫が泌尿科の医師にかかったところ、医師が国民健康保険医でないため治療費を全額支払いました。このばあい領収証を添えれば治療費が請求できますか。

答 国民健康保険での医療は、原則として国保指定医がすることになっていますが、「急病、交通事故など、緊急やむを得ず国保のきかない病院にかかったとき。旅先などで被保険者証を持合わせていなかったとき」このような理由のばあいには、治療費全額から被保険者負担金(世帯主三割家族五割)を差引いて現金で被保険者の方にお返しすることになっています。

ご質問のようなあなたの場合は、いですが、まことに気の毒ですが医療費払いとして認められないことになっています(区民相談室)